

商売を運上札にて認可された者による農業放棄、あるいは運上能力がなく札が交付されない者による無許可営業が問題視されている。これは農民による農業・耕作地からの離脱、そして耕作人不在の土地（無主地）増加につながる問題でもあろう。農村・地域社会の変容の兆しが漸次現れているのである。

第二節 宗門改めと絵踏制度

一 天草・島原の乱と戦後復興

天草・島原の 寛永十四年（一六三七）秋、天草・島原の浪乱と小倉藩 人や農民およそ三万七〇〇〇人が、領主の苛政とキリシタンへの弾圧に抗して原城に立て籠り、信仰の自由と減税を要求した。当初、幕府は、九州の一半島で起きた出来事とあまり重視してはいなかったが、一揆勢の抵抗は強く、將軍家光は参勤交代で江戸にいた小笠原忠政（のちの忠貞）に、早速小倉へ帰国し、要津を固め、一揆勢を鎮圧するように命じた。小倉小笠原氏は譜代大名であり、九州探題的な存在であったからである。忠政は、十一月十四日に江戸を発ち、十二月四日、小倉へ帰城した。幕府は、正使板倉重昌、副使石谷貞清を九州へ派遣し、原城を包囲して、翌十五年（一六三八）正月元旦、城攻めをかけたが失敗。そのうえ、総大将板倉重昌が討

表5-7 天草・島原の乱への小倉藩大庄屋の動員

郡	手永	島原出陣者	役 儀	供連	乗馬	小荷駄	御 備
企救	城野	城野	衛 兵	大 庄	1	1	宮 本 伊 織
〃	今村	篠崎	源 三	〃			
〃	城野	徳 権	津 万	御頼大庄屋			宮 本 伊 織
田川	津田	橋 猪	小左衛門	大 庄	14	2	坂 牧 兵 右 衛 門
〃	上野	上野	長 兵	〃	14	2	〃
〃	金田	金 田	傳 藏	〃	14	2	〃
〃	猪 藤	安 宅	九 兵	〃	14	2	〃
京都	黒田	黒 田	治 右	〃			
仲津	元永	元 永	三 太	〃	10		
〃	節丸	伊 良	原 六	婦 国 後 子 供 役			
上毛	友 枝	友 枝	太 兵	大 庄 屋	7	1	坂 牧 兵 右 衛 門

一人いた。その中には、京都郡黒田手永（勝山町域）の大庄屋黒田治右衛門が入っている（「文久二年戊戌冬六郡より書上並びに天保三年辰七月企救郡より書上写」友石家保管文書）。大庄屋

死にした。板倉戦死——の報を受けた幕府は、江戸に滞府していた細川忠利・鍋島勝茂・有馬豊氏・立花宗茂・黒田忠之ら九州の諸大名を帰国させ、原城へ出陣させた。正月晦日、小倉藩の先陣が、二月朔日に二陣、翌二日には本陣が小倉を出発、九日、有馬に着陣した。小倉藩の島原への動員は、八〇〇〇余人であった。

この天草・島原の乱鎮圧のために動員された小倉藩兵の中に、表5-7のごとく、大庄屋層が一

は、七〜一四人程度の供連と乗馬一疋、小荷駄一〜二疋を伴って、中備宮本伊織（家老・宮本武蔵の養子）・後備坂牧兵右衛門らの御備の内に配属されて参陣した。また、小倉藩は、島原への兵力動員にあたって、帰藩後、「惣庄屋」（大庄屋）に取り立てることを条件に出陣兵を募集している。仲津郡節丸手永伊良原六之丞は、帰国後、木井馬場村（犀川町）の子供役を拝命し、兄十左衛門は節丸手永の「惣庄屋」（大庄屋）を拝命している（同文書）。

一月末から二月初めに有馬に着陣した兵力は一〇万七〇〇〇余人。幕府からは総指揮官として老中松平信綱、軍目付戸田氏鉄が乗り込んだ。信綱は、持久戦の方針を採り、また、城中に降伏を促す矢文を放つが効果はなく、平戸碇泊中のオランダ船デ・ライブ号に参戦を命じ、原城を砲撃するが、これも大して効果はあがらなかった。

しかし、籠城が一二三日にも及ぶと、食糧も弾薬も底をつき始めた。二月二十七日、包囲の全軍が原城に総攻撃をかけ、ついに翌二十八日落城した。

御公儀百姓

天草・島原の乱鎮定後、幕府は、島原藩主松倉重次の所領を没収して譜代大名高力忠房を、天草の領主寺沢堅高（唐津藩主）の所領を没収して山崎家治を配置した。

乱により三万七〇〇〇余人すべてが殺されたが、そのうち二

万三〇〇〇人余の耕作農民が耕す二万二〇〇〇石ほどの農地が「亡所」と化した天草、島原地方に、幕府は九州大名を中心に、西国大名に対し「高一万石につき百姓壹竈」の割合で、それぞれに農民を強制移住させた。このような農民を「御公儀百姓」という。

肥後・熊本藩（五四万石）の藩主細川忠利は、寛永十九年（一六四二）に、領内から島原へ一八四人（五〇竈）と牛馬九疋（馬八疋、牛一疋）、天草へ一七二人（五〇竈）と馬二疋を、幕府への「御奉公」として移住させた（「部分御旧記」、熊本大学附属図書館所蔵）。

豊後・府内藩（二万二二〇〇石）の藩主松平忠昭は、領内から島原へ九人（二竈）の移住をさせている（「岡本家文書」、大分県立図書館所蔵）。天草領に対しても府内藩から二竈の百姓移住が推察される。

豊後・臼杵藩（五万石）では、幕命を受けた藩主稲葉信通は、寛永十九年閏九月朔日、島原に川登清水原村（野津町）の九蔵一家五人をはじめ合計二二人（五竈）、また、天草には久知良村（三重町）の原之允一家四人をはじめ二四人（五竈）を強制移住させている（「温故年表録」）。

肥前・鍋島藩（三五万七〇〇〇石）に対しては、島原、天草領に各三〇竈ずつの百姓移住が命じられている（「宮田家文書」）。島原領三〇竈のうち二四竈は道崎村へ、残る六竈は北有

馬村折木名へ移住させられている。そして、折木名への六竈の移住者は、すべて佐賀郡川副郷の住人で、寛永十九年九月に移住したものである。

薩摩・鹿児島藩（七二万八〇〇〇石）では、寛永十九年七月二十日の老中松平信綱らからの幕命に対して、藩主島津光久は、天草に男女一五五人（三〇竈）と馬一五五疋、島原に男女一四八人（三〇竈）と馬一〇〇疋を、それぞれ移住させている（『西藩野史』巻の十七）。

対馬・府中藩（一〇万石以上格）でも島原に六二人を移住させており（『対馬藩日記』）、天草へも同数程度の移住が推察される。豊前・小倉藩（一五万石）の「御公儀百姓」の人数に関する記録は、管見の限り見当たらないが、島原・天草にそれぞれ一五竈の強制移住が考えられる。

四国小豆島の庄屋高橋氏の息子家族も閩（くわん）を引き当てたため島原の口之津に移住した。当時の九州諸藩の大名とその石高、幕領の石高を基に、高一万石につき農民一竈の割合で移住農民の数を試算すると、九州全域で五九二竈、およそ一七〇〇〇人の強制移住となる。この数は、殺害された耕作農民二万三〇〇〇人の七%にしか当たらない。不足の分は、空地として荒れ放題になったのであろうか。

走り百姓

寛永十九年（一六四二）八月五日の日付で、柳川藩主立花忠茂から幕府の老中松平信綱にあて

た「覚」（柳川古文書館所蔵）によると、「乱」後の寛永十六年（一六三九）五月より同十九年八月までの三年三か月間に柳川領内（三瀧・三池郡）から一九九人（男一二〇人、女七九人）の農民が島原へ走っている。柳川藩には、ほかに山門・上妻・下妻の三郡があり、また天草への「走り」も十分考えられるので、相当数の走り百姓がいたものと思われる。

「大村藩見聞集」一八巻島原抄によると、幕府は、島原、天草への「移百姓」政策のほかに、「乱」後一年間の「作取」（領主の年貢所当収取権行使）の一時停止を高力島原藩に命じている（実際は一年間に限らず、数年に及んでいる）。このため近国近在から島原領への「走り」が多くなり、大村藩からは男女合わせて一二六六人の島原領への「走り」があつた。そのうえ、領内五〇〇余人のキリシタンの死罪に伴う農民不足のため農村が荒廃し、領内の本年貢・小物成・諸役を規定どおり収取できずに困っているのので、島原藩に対して大村藩の走り百姓の返還命令を出すように、と藩主大村純信は老中阿部重次に願書（寛永十九年三月十八日付）を差し出している。両藩の実情を勘案し、翌二十年三月に、幕府は走り百姓の一部返還引き渡しを大村―島原間で実行させたのである。